

各位

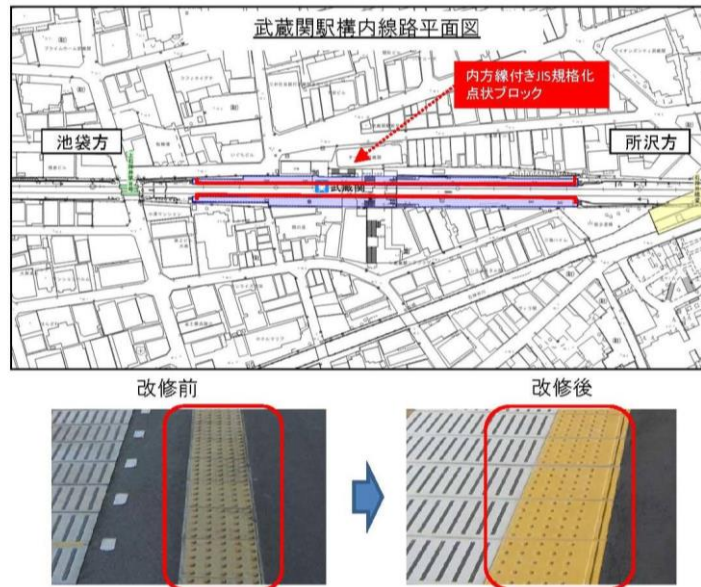
武蔵関駅バリアフリー化整備事業の事業評価を公表します

国土交通省関東運輸局、練馬区、西武鉄道株式会社で構成する「武蔵関駅バリアフリー化整備事業協議会」で、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という）」に基づき、バリアフリー化設備を整備する事業を実施したため、事業評価を公表します。

【事業概要】

西武鉄道新宿線武蔵関駅について、プラットフォームにおける移動円滑化および安全性の向上を図るため、内方線付き点状ブロックを整備する。

【概要図】



【事業評価の内容】

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通ネットワーク計画に基づく事業）を公表します。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通ネットワーク計画に基づく事業）

協議会名： 武蔵関駅バリアフリー化整備事業協議会
 評価対象事業名： 武蔵関駅バリアフリー化整備事業

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
西武鉄道株式会社 新宿線武蔵関駅	内方線付きJIS規格化点状ブロックを整備	—	A 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	A 平成29年度において1日平均 31,393人が利用する駅での移動及び利便性の向上が図られた。	計画通り事業を完了した

【各評価項目の評価基準】

- ① 事業実施の適切性
 - A…事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。
 - B…事業が計画に位置付けられたとおりに実施されていない点があった。
 - C…事業が計画に位置付けられたとおりに実施されなかった。
- ② 目標・効果達成状況
 - A…事業が計画に位置付けられた目標を達成した。
 - B…事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった。
 - C…事業が計画に位置付けられた目標を達できなかった。